

土砂等の埋立て等の規制に関する条例
申請の手引き

宮城県
令和5年6月

～ 目 次 ～

I	土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要	1
1	制定の背景	1
2	許可が必要な土砂等の埋立て等行為	1
3	関係者の責務	2
4	許可手続きの一連の過程	2
5	違反行為への罰則等	3
6	条例に関する問合せ先	3
II	土砂等の埋立て等を実施する方への留意事項	5
1	申請者について	5
2	申請の手続について	5
3	許可を必要としない土砂等の埋立て等について	5
4	申請書の提出先について	10
III	許可申請について	11
1	許可申請のフロー図	11
2	申請書類の作成	14
3	土砂等の埋立て等許可申請書の記載要領	14
4	土砂等の埋立て等許可申請書（一時堆積）の記載要領	21
5	土砂等の埋立て等変更許可申請書の記載要領	28
6	土砂等の埋立て等譲受け許可申請書の記載要領	29
IV	土砂等の埋立て等の許可後の手続きについて	34
1	許可を受けた者の施行から完了までの流れ	34
2	土砂等の搬入前の留意点	35
3	土砂等管理台帳の作成及び記帳	35
4	土砂等の埋立て等の定期報告	35
5	許可の内容の変更	36
6	土砂等の埋立て等の許可の譲受け等	37
7	土砂等の埋立て等の完了の届出等	37
V	条例に関する構造基準	38
VI	様式記載例	39
	様式第1号その1 土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書	40
	様式第2号 土砂等の埋立て等許可申請書	41
	様式第5号 土砂等の埋立て等変更届出書	42
	様式第6号 標識	43
	様式第7号その1 土砂等管理台帳	44

様式第7号その2 土砂等管理台帳（一時堆積）	45
様式第8号 土砂等使用量報告書	45
様式第9号 土砂等の搬入量及び搬出量報告書	46
様式第10号 土砂等の埋立て等完了（廃止）届出書	46
様式第11号 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書	47
様式第12号 地位承継届出書	47
要領様式第1号（第3条関係） 同意書	48

I 土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

I 制定の背景

- 建設工事に伴い残土として発生した土砂の管理が不十分であるために、残土の崩落や流出事故が発生し、全国的に問題となっています。
- 一方、残土については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用がなく、残土の崩落・流出に対する住民の安全確保を主目的とした法令もないことから、その管理を適切に行わせるため、各自治体では、いわゆる「土砂条例」を制定してきました。
- 宮城県においても、県内の民有地に積み上げられた土砂が河川区域に押し出され、河川管理や漁業に支障を来すおそれのある事案が発生し、問題となっていました。
- こうした背景を踏まえ、宮城県では類似事案の発生を未然に防止し、県民の安全・安心を確保するため、土砂等の崩落による災害発生の防止を目的とした「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定しました。



【条例】

公布：令和元年12月24日
施行：令和2年4月1日

【施行規則】

公布：令和2年2月18日
施行：令和2年4月1日

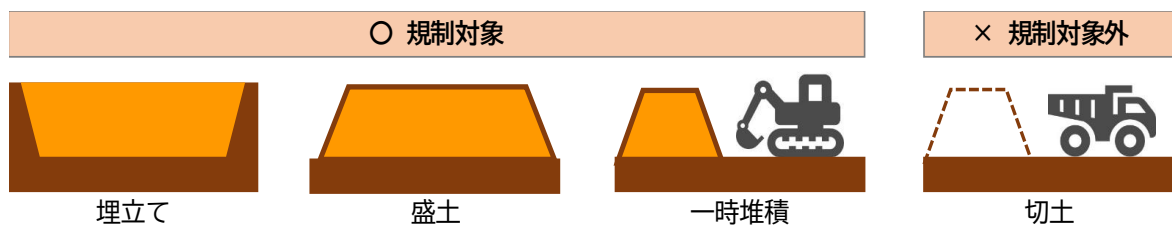
2 許可が必要な土砂等の埋立て等行為

(1) 許可の対象

土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上である場合は、許可の対象となります。

■ 対象となる土砂等の埋立て等

土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積を行う行為が対象となります。
なお、堆積には、ストックヤードやいわゆる「仮置き」を含みます。



■ 対象となる土砂等

土砂：砂、礫^{れき}、砂質土、礫質土^{れき}、シルト、粘土などをいいます。

土砂等：土砂に混入又は付着している物や、再生土や改良土と称されるものも対象となります。

(2) 許可の適用除外となる土砂等の埋立て等

- ・ 同一区域内の土砂等を用いるもの
- ・ 国、県、市町村等が発注し、又は自ら行うもの
- ・ 採石法や砂利採取法など、他法令等の許認可等に基づくもの
- ・ 非常災害に必要な応急措置として行うもの
- ・ 運動場、駐車場、農地などの施設の機能を維持するために行うもの
- ・ 施工前の地盤面の最も低い地点と施工後の最も高い地点との垂直距離が1m未満のもの
- ・ 陶器、ガラス、その他の製品を改造し、又は加工する原材料（改良土等を除く）として使うもの

3 関係者の責務

(1) 土砂等の埋立て等を行う方

土砂等の埋立て等を行う際は、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。

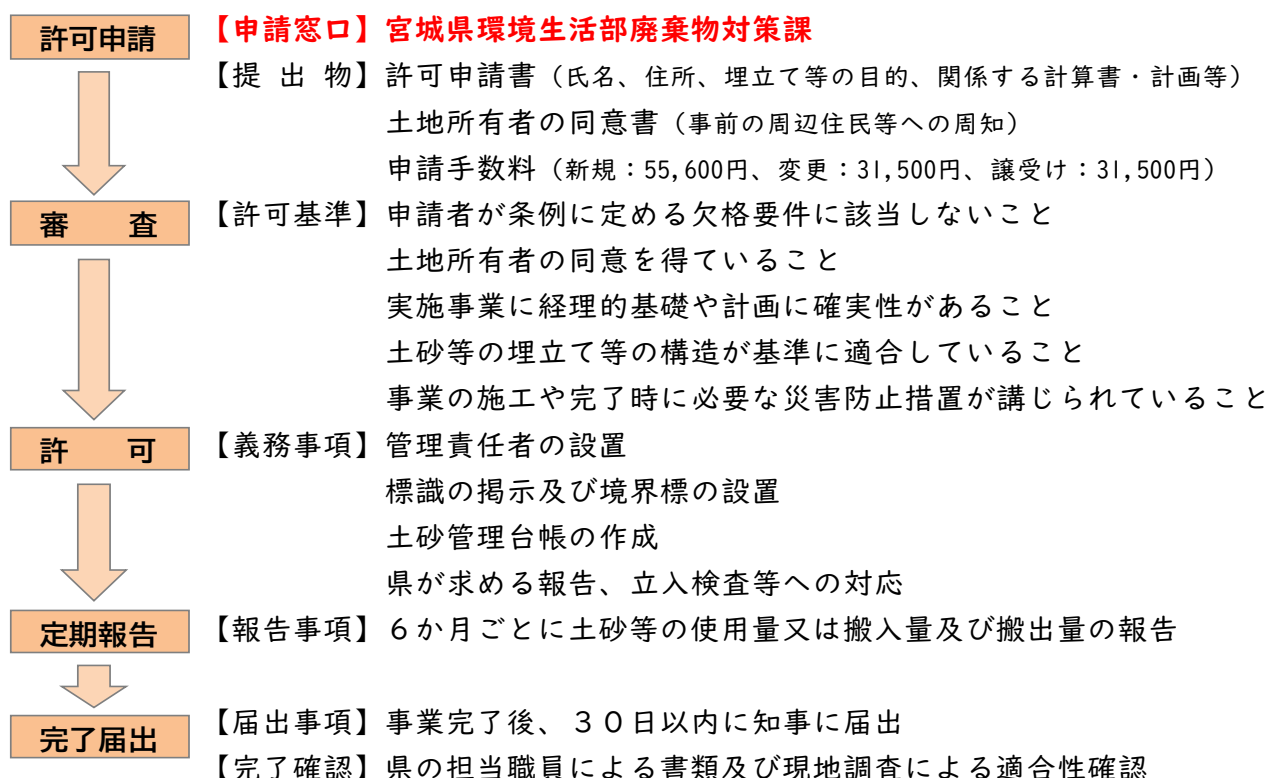
(2) 土地を所有している方

所有している土地で不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう、その土地を適正に管理するように努めなければなりません。

(3) 土砂等を発生させる方

建設工事に伴う土砂等の発生を抑制し、発生させた土砂等の有効利用に努めなければなりません。また、発生させた土砂等によって埋立て等が行われる場合には、それらを使用した埋立て等が適正に行われるよう、土砂等の埋立て等を行う方々に協力しなければなりません。

4 許可手続の一連の過程



5 違反行為への罰則等

違反項目	罰則
無許可埋立て等及びこれらに対する措置命令違反等	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
許可基準違反に対する措置命令及び停止命令違反	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
土砂等搬入禁止区域への土砂の搬入	6か月以下の懲役 又は50万円以下の罰金
土砂等管理台帳作成、定期報告義務違反等	50万円以下の罰金
軽微変更届出、完了届出義務違反等	30万円以下の罰金

6 条例に関する問合せ先

宮城県環境生活部廃棄物対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話：022-211-2467

FAX：022-211-2390

電子メール：haitaif@pref.miyagi.lg.jp

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hitai/dosya-jourei.html>

土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制度概要

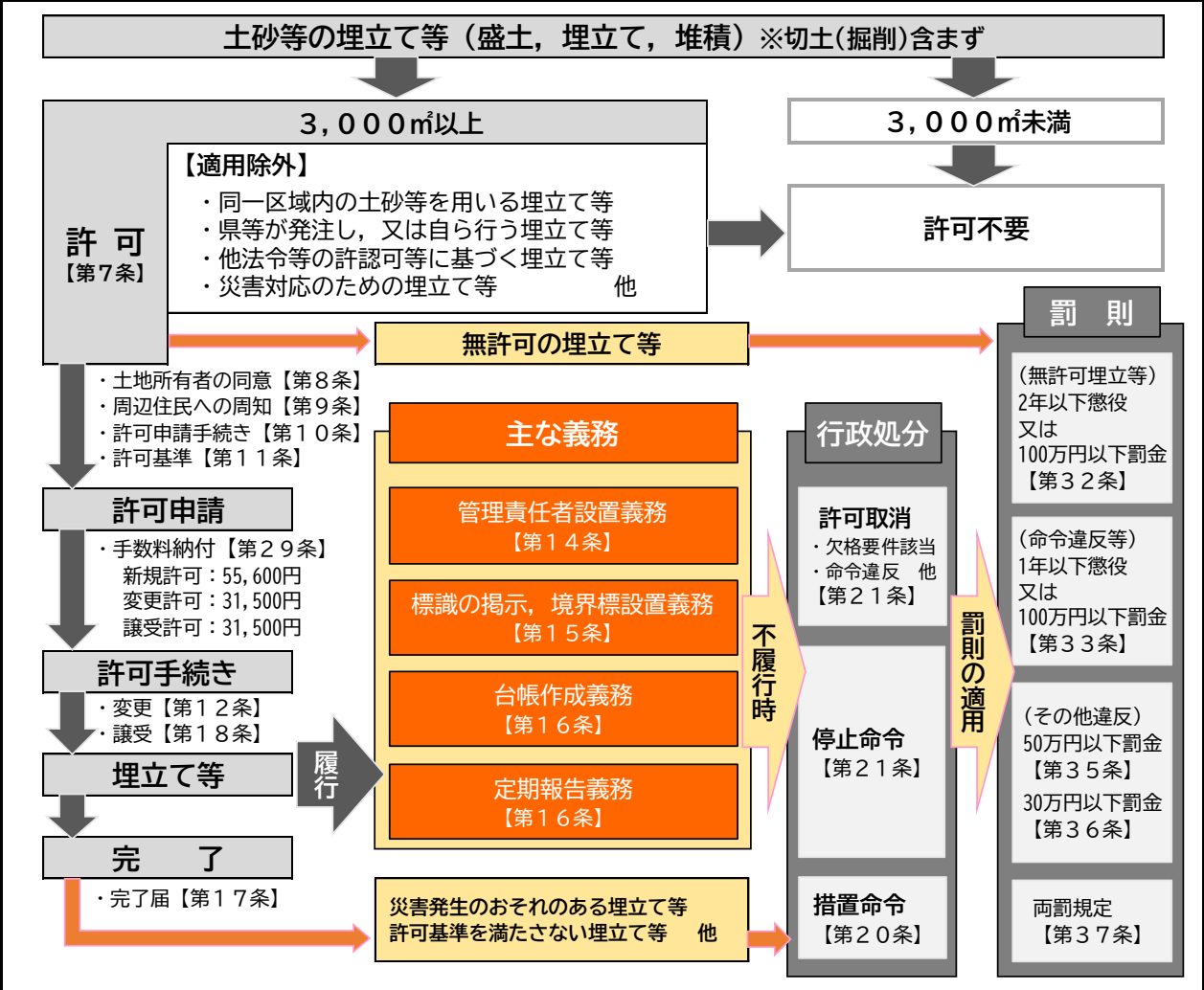
○目的【第1条】

土砂等の崩落等による災害の発生を防止を図り、県民の安全を確保すること

○責務【第3条～第6条】

土砂等の埋立て等を行う者	土地の所有者	土砂等を発生させる者	県
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生防止のための必要な措置 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の適正な管理 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂の発生抑制、利用促進 埋立て者への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生防止のための施策の推進 市町村への協力

○許可制度【第7条～22条, 第29条, 第32条～33条, 第35～37条】



○土砂等搬入禁止区域の指定【第23条～第25条, 第34条, 第37条】

・土砂等の埋立て等の継続によって人の生命、身体又は財産を害する恐れがあると認められる場合

・土砂等搬入禁止区域の指定、指定場所への搬入禁止

・指定の公示

罰則	
6月以下懲役 又は 50万円以下罰金【第34条】	両罰規定【第37条】

II 土砂等の埋立て等を実施する方への留意事項

土地利用の形態等を問わず、埋立て等区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等を行う場合であって、土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上であるときは、土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受ける必要があります（条例第7条）。

1 申請者について

申請者とは、条例第7条の許可を受けようとする者をいい、主体的に、かつ継続性を持って埋立て等を施行・管理する者である必要があります。

2 申請の手続について

(1) 申請書

申請書の記載内容については許可の種類ごとの「様式記載例」を参考に作成してください。

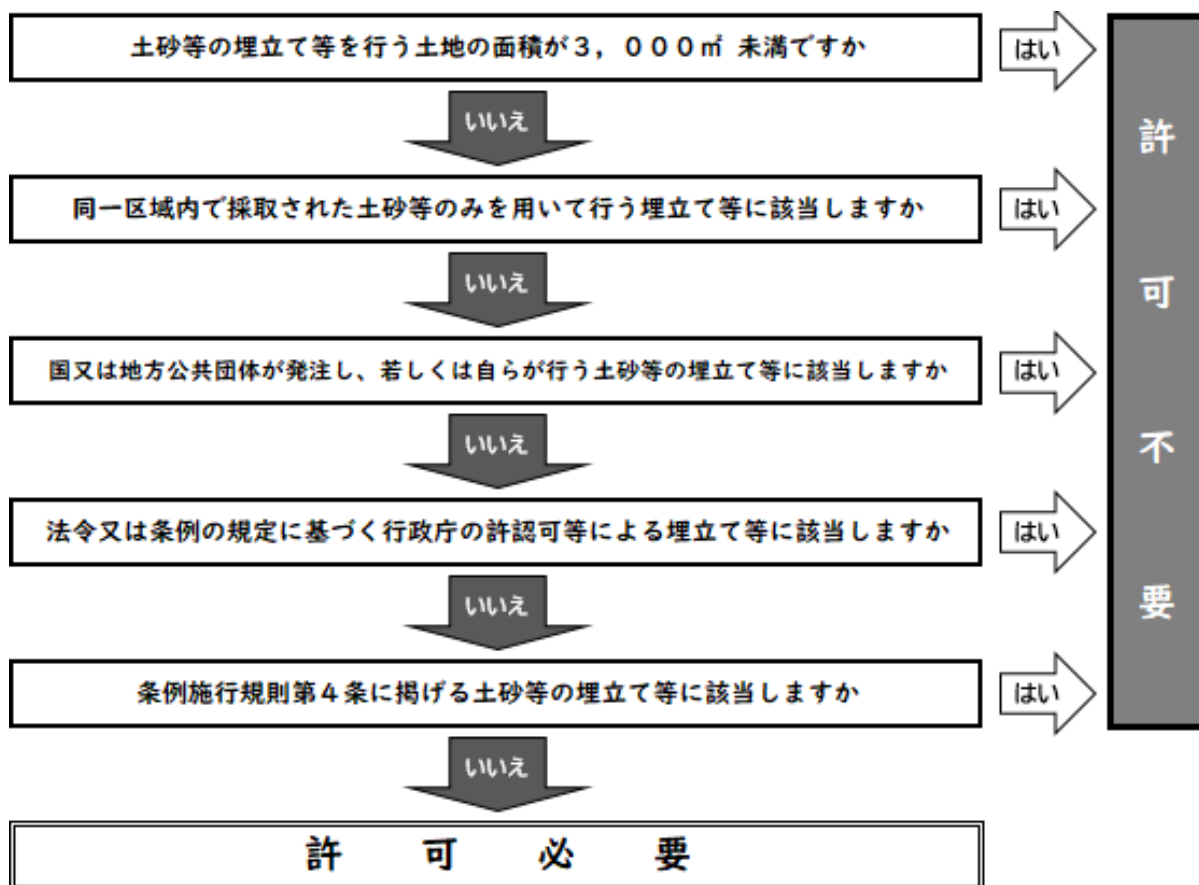
(2) 申請書の添付書類

申請書の添付書類については許可の種類ごとの「必要書類チェック表」を確認し、添付漏れがないようにしてください。

なお、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容については、別に定めた「土砂等の埋立て等の規制に関する条例に係る構造基準」を参考に作成してください。

3 許可を必要としない土砂等の埋立て等について

許可の要不要を判断する際の主なスキームについては、次ページのとおりとなります。



(1) 埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡未満である場合

① 土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡未満である場合には条例第7条の許可は不要です。ここで、「土砂等の埋立て等を行う土地」とは「埋立て等区域」のうち、実際に土砂等が置かれる場所をいいます。

※「土砂等の埋立て等を行う土地」：実際に土砂等が置かれる場所

※「埋立て等区域」：埋立て等を行う土地に加えて、土砂等の搬入路、現場事務所、保安地帯等を含む区域

② 当初の計画では、土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡未満であっても、当該土地の面積が3,000㎡を超えることが明らかになった時点で条例第7条の許可の申請をする必要があります。

③ 土砂等の埋立て等が行われる土地が複数あり、一団の土地と認められる場合であっても、その面積の合計が3,000㎡以上となる場合には、それぞれの土地の面積が3,000㎡未満であっても条例第7条の許可を受ける必要があります。一団の土地として扱われるかどうかについては個別の事情により総合的に判断されますので、宮城県環境生活部廃棄物対策課までご相談ください。

(2) 同一区域内で採取された土砂等のみを用いて行う場合

同一区域内で採取された土砂等のみを用いて土砂等の埋立て等を行う場合には、土砂等の量が当該区域の許容量を大きく超えることはなく、適正な土砂等の埋立て等が可能と考えられるため、条例第7条の許可は不要です。なお、同一区域内といえるかどうかについては個別の事情により総合的に判断されますので、宮城県環境生活部廃棄物対策課までご相談ください。

(3) 国又は地方公共団体が発注し、若しくは自らが土砂等の埋立て等を行う場合

国又は地方公共団体が土砂等の埋立て等を行う場合には、直接事業計画を策定し基準を遵守すると考えられるため、条例第7条の許可は不要です。また、国又は地方公共団体が土砂等の埋立て等を発注する場合についても、責任をもって事業を管理・監督するものであることから、同様に許可は不要です。

なお、「国又は地方公共団体が発注する土砂等の埋立て等」に該当する公共工事の範囲については、公共工事に関する仕様書において、建設発生土の搬出先や埋立て等の態様が明記され、国又は地方公共団体が埋立て等を管理・監督する場合は該当します。ただし、公共工事の受託者が、第三者に土砂等の埋立て等を委託する場合には、土砂等の埋立て等を行う第三者は許可を取得する必要があります。

さらに、国又は地方公共団体に準じる団体として、土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」といいます。）第2条で定めた各種団体についても同様に、条例第7条の許可は不要となります。

【規則第2条で定めた各種団体】

- ・ 土地改良区
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方道路公社
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 土地開発公社
- ・ 東日本高速道路株式会社
- ・ 公益社団法人みやぎ農業振興公社
- ・ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ・ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人
- ・ 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害の発生を防止することができる者として知事が認めるもの

(4) 他法令等の許認可等に基づいて土砂等の埋立て等を行う場合

規則第3条に規定する法令等の規定に基づく許可等を受けて行う土砂等の埋立て等及び規則第4条第1号に規定する森林法に規定する行為に係るものについては、条例第7条の許可は不要です。

規則第3条に規定される法令等の処分

法令又は条例名	条項	処分の種類
土地改良法	第95条第1項	土地改良事業の認可
漁港漁場整備法	第39条第1項	漁港の保全に係る許可
採石法	第33条	採取計画の認可
道路法	第24条	道路に関する工事の設計及び実施計画の承認
	第32条第1項	道路の占用の許可
	第91条第1項	道路予定区域内の行為に係る許可
農地法	第4条第1項	農地転用許可
	第5条第1項	農地転用許可（土地所有者から借地権等の設定を伴うもの）
都市公園法	第6条第1項	都市公園の占用の許可
海岸法	第8条第1項	海岸保全区域内の行為に係る許可
	第13条第1項	海外保全区域内の行為に係る承認
	第37条の5	一般公共海岸での行為に係る許可
地すべり等防止法	第18条第1項	地すべり防止区域内の行為に係る許可
宅地造成及び特定盛土等規制法	第12条第1項	宅地造成等工事規制区域内の宅地造成等工事の許可
	第30条第1項	特定盛土等規制区域内の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可
河川法	第20条	河川工事又は河川の維持の承認
	第24条	河川区域内の土地の占用の許可
	第26条第1項	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可
	第27条第1項	河川区域内の土地における掘削等の許可

	第55条第1項	河川保全区域内の行為に係る許可
	第57条第1項	河川予定地における行為に係る許可
砂利採取法	第16条	採取計画の認可
都市計画法	第29条第1項	都市計画区域又は準都市計画区域内の開発行為に係る許可
	第29条第2項	都市計画区域及び準都市計画区域外の開発行為に係る許可
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農業振興地域内での開発行為の許可
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条第1項	急傾斜地崩壊危険区域内の行為に係る許可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1項	一般廃棄物処理施設の許可
	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の許可
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条第1項	特定開発行為の許可
土壌汚染対策法	第22条第1項	汚染土壌処理業の許可
漁港管理条例	第10条第1項	漁港施設に関する行為に係る許可
砂防指定地等管理条例	第5条第1項	砂防指定地内の行為に係る許可

規則第4条第1号に規定される森林法に規定する行為

法令名	条項	該当する行為
森林法	第10条の2第1項	開発行為
	第34条第2項 (第44条における準用の場合を含む)	土地の形質変更

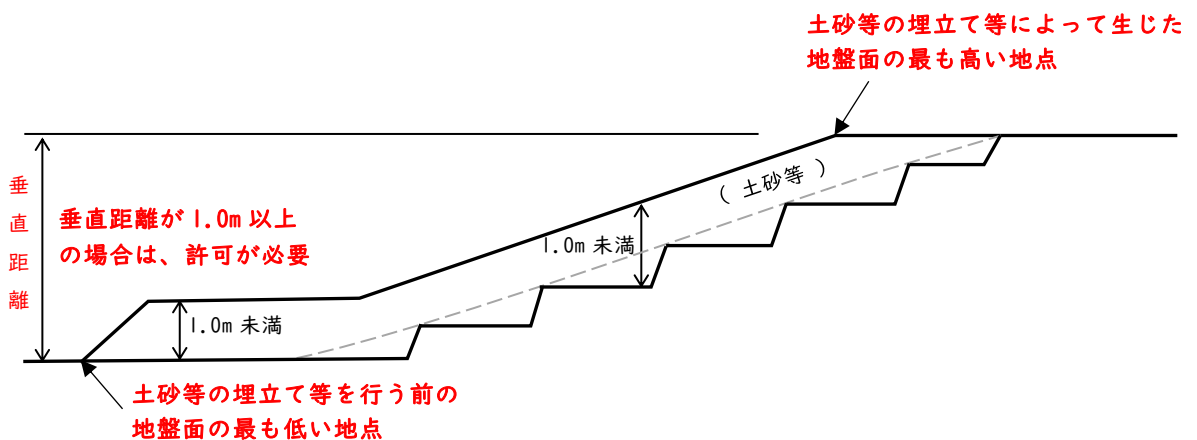
(5) 条例施行規則第4条第2号から4号に掲げる土砂等の埋立て等を行う場合

次に該当する土砂等の埋立て等を行う場合は、条例第7条の許可は不要です。

- ① 運動場、駐車場、農地その他の施設の機能を維持するために行うもの
- ② 土砂等の埋立て等の高さ^{*}が1m未満のもの
- ③ 陶器、ガラスその他の製品を改造し、又は加工するための原材料^{**}としての土砂等のみを用いて行うもの

※ 土砂等の埋立て等の高さとは、土砂等の埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂等の埋立て等によって生じる地盤面の最も高い地点との垂直距離をいいます。

なお、傾斜地において土砂等の埋立て等が行われる場合には、薄く土を敷き均^{なら}したとしても垂直距離が1m以上となることもあります。このような場合には、規則第4条第3号に該当せず、許可が必要となります（下図参照）。



※※ 「製品を改造し、又は加工するための原材料」には、改良土及びその原材料を含みません。

4 申請書の提出先について

申請書の提出先は、次のとおりです。

事前に電話により予約をされてから、申請書をお持ちください。

宮城県環境生活部廃棄物対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話：022-211-2467

FAX：022-211-2390

電子メール：haitaif@pref.miyagi.lg.jp

Ⅲ 許可申請について

Ⅰ 許可申請のフロー図

土砂等の埋立て等を行おうとする場合は、この条例の規制対象となり、許可を受ける必要があります。

埋立て等：土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為

土砂等：土砂及び土砂に混入し、又は付着している物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。

許可対象：埋立て等を行う区域以外の場所において、採取または製造が行われた土砂等を用いた埋立て等であって、土砂等の埋立て等を行う土地の面積が、3,000㎡以上であるもの

なお、許可の申請に当たっては、土地の利用について土地所有者の同意を得ていただく必要があります。また、条例の許可を受けたとしても、他法令等の規制の対象となる可能性がありますので、他法令に基づく許認可等の手続が必要かどうか、所管する各機関に確認してください。

なお、確認が必要な項目の例を次に列記しますので、参考にしてください。

【確認の必要な項目の例】

（１）土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出

土地の形質変更の届出については、形質変更に着手する30日前までに宮城県内の各保健所若しくは支所又は仙台市に行くこととなっていますが、本条例による許可の審査期間も考慮いただき、届出書の提出をお願いします。

（２）大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出

一般粉じん発生施設の届出については、施設を設置する前に宮城県内の各保健所若しくは岩沼支所又は仙台市に行くこととなっています。

（３）埋蔵文化財の有無

埋立て等区域内における埋蔵文化財の有無については、事前に市町村教育委員会に確認してください。

（４）青道や赤道の有無

埋立て等区域内における青道や赤道の有無については、事前に公図で確認するなどし、それらが機能しているか否か、また、埋めるために必要な措置等を市町村又は東北財務局に確認してください。

（５）事務所の建設

埋立て等区域内の事務所の建設については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認してください。

（６）施行規則第3条及び第4条に掲げる法令や行為等

関連する法令や行為等については、前述した「Ⅱ土砂等の埋立て等を実施する方への留意事項 3許可を必要としない土砂等の埋立て等について」（p5～9）で記載した内容を確認してください。

(7) 防災調整池の設置

県では、防災調整池設置指導要綱により、1 ha (※) 以上の土地の形質変更を伴う土地開発を行う際には、防災調整池の設置に関して、事前協議が必要となります。指導要綱の内容等、詳しくは下記ホームページを御確認ください。

県ホームページ：「防災調整池設置指導要綱について」

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/ki-bouchou.html>

担当課（事前協議先）：土木部河川課

TEL：022-211-3173

※ 1 ha = 10,000 m²

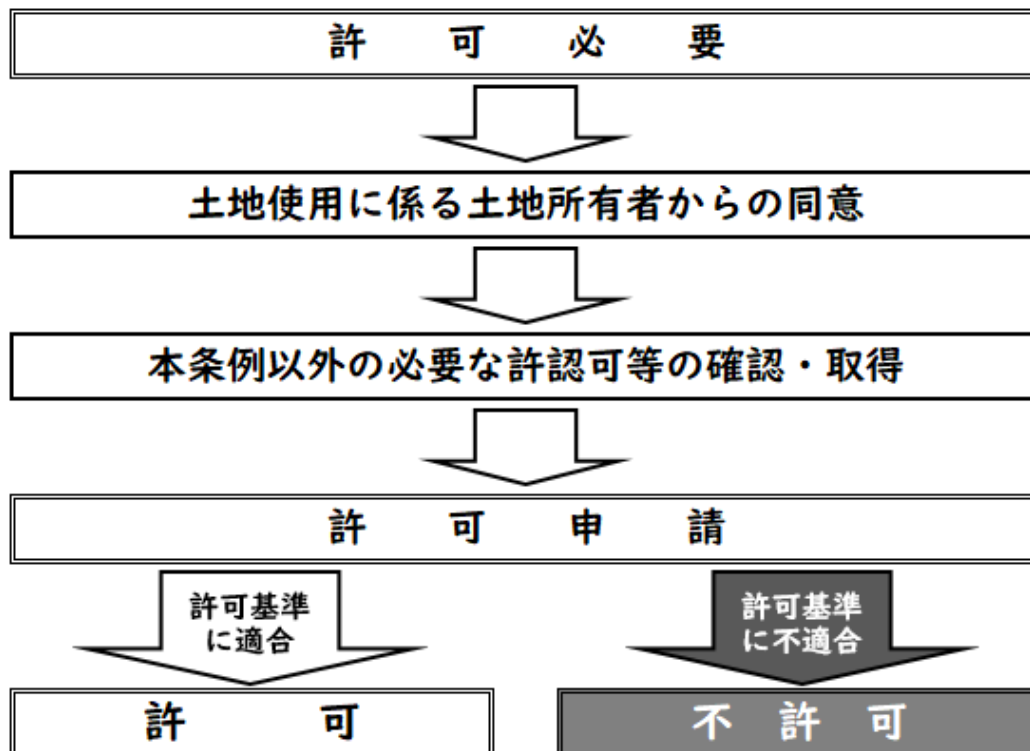
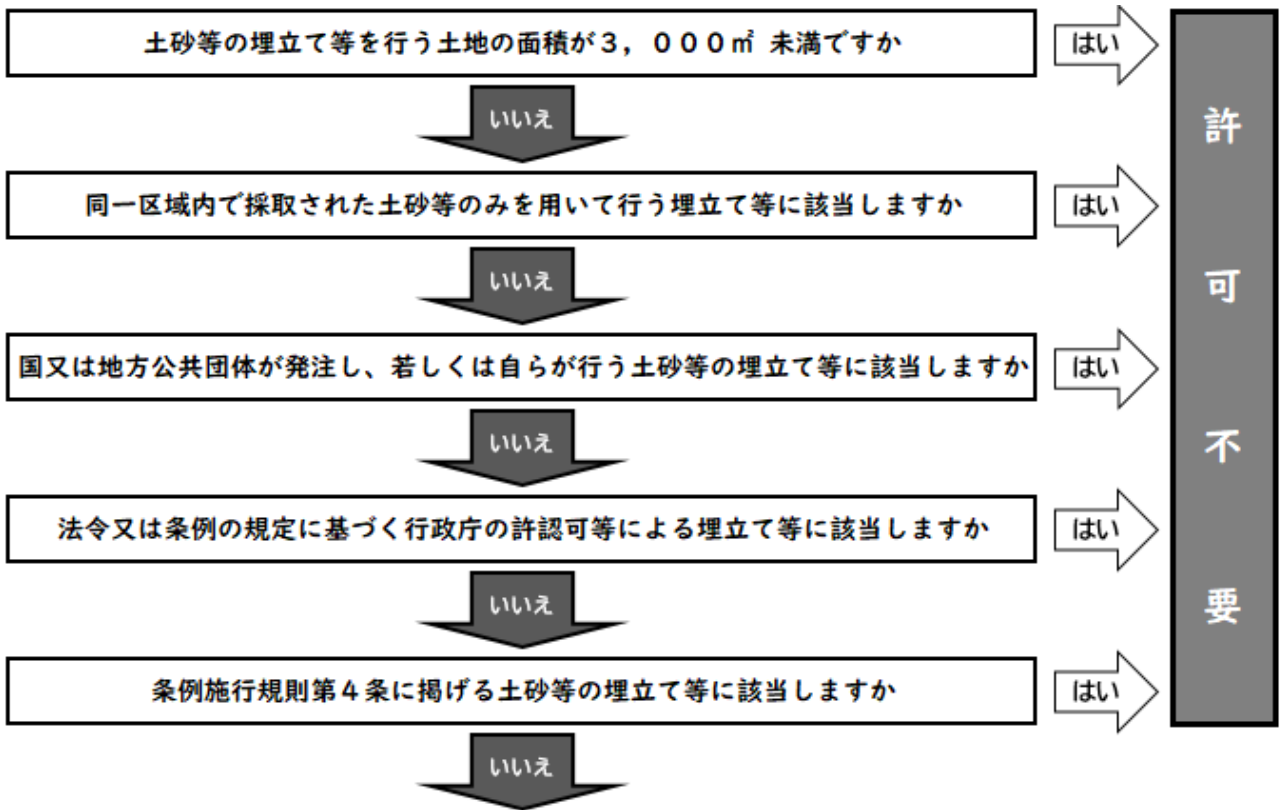
(8) 市町村が定める土地開発の指導に係る要綱

市町村において、一定規模以上の土地開発等を行う場合には、事前に市町村との協定の締結が必要とされている場合があります。詳しくは市町村の土地開発担当課までお問い合わせください。

(9) 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区について

埋立て等区域が上記に位置する、又は隣接するような場合には、それを踏まえた災害発生防止のための措置を御検討願います。

許可申請の一連の流れ



防災調整池設置指導要綱
 10,000㎡以上の土地の形質変更を伴う土地開発
 ↓
 防災調整池の設置に関して、事前協議
 協議先：
 土木部河川課
 連絡先：
 022-211-3173

2 申請書類の作成

(1) 提出部数

申請書の提出部数は正本1部、副本1部です。副本については、確認後にお返ししますので、申請者で保管してください。

(2) 図面

図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記してください。

添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示してください。

(3) その他

土砂等の埋立て等の許可に関し、必要に応じて、別に書類の提出を求めることがあります。

なお、土砂等の埋立て等の期間を延長する場合は、申請していた期間の終了前までに変更許可を受ける必要がありますので、余裕を持って変更許可の申請をしてください。

3 土砂等の埋立て等許可申請書の記載要領

(1) 目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成してください。その際、原則として、土砂等の埋立て等許可申請書の必要書類チェック表(P19)の順で作成してください。

(2) 土砂等の埋立て等の許可申請書(規則様式第2号)(記載例P41)

宮城県収入証紙55,600円分を申請書の正本の所定の位置に貼付してください。

(3) 土砂等の埋立て等の許可申請書記載要領

記載事項	記載要領
①申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている事務所の所在地を記載すること。
②土砂等の埋立て等の目的	・「事業用地の造成」や「耕地の造成」等を記載すること。 ・跡地利用方法が固まっている場合はその方法も記載すること。
③埋立て等区域の位置	・埋立て等区域の位置(所在地)は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、地番は、土地登記簿謄本から記載すること。
④土砂等の埋立て等を行う土地の面積	・土砂等の埋立て等を行う土地の面積は、埋立て等区域の測量図及び求積図【添付書類⑧】から算定した面積を記載すること。 (㎡単位で小数点以下は切り捨てること)
⑤土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	・埋立て等区域外を採取場所とする、土砂等の搬入予定量を記載すること。(㎡単位で小数点以下は切り捨てること) ・土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書【添付書類⑩】から算定した量を記載すること。 (㎡単位で小数点以下は切り捨てること)
⑥土砂等の埋立て等を行う期間	・土砂等の埋立て等を行う期間を記載し、開始日については、申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおくこと(土日祝日を除き60日程度)。なお、許可を受けた日から直ちに事業

	<p>を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」とすることも可能。</p>
⑦管理責任者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・現場を管理する者の氏名を記載すること。 ・なお、土砂等の埋立て等の申請者（個人）が現場を管理する場合は、土砂等の埋立て等の申請者の氏名を記載すること。 ・法人の被用者である場合には、被用者であることが判る資料（社員証や健康保険証等の写し等）を添付すること。
⑧土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の搬入路、保安地帯、現場事務所等の施設を明示する図面を添付すること。
⑨土砂等の搬入に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入期間、搬入時間、運搬事業者等を記載すること。
⑩土砂等の埋立て等の施行に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・記載に当たっては、次の項目を盛り込み、関係図面等がある場合には、必要に応じて、合わせて添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の崩落、飛散又は流出等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容及び1/500程度の平面図等に必要な措置を講じた書類。 ・土砂等の埋立て等の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。 ・使用する機械や資材を記載した書類。 ・搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。 ・各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。 ・申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
（第2面） ⑪手数料欄	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県収入証紙55,600円分を正本の第2面の所定の位置に貼付すること。
（第3面） ⑫申請者が未成年者である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
（第4面） ⑬申請者が個人である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
（第5面） ⑭申請者が法人である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。

(4) 申請書の添付書類

添付書類	作成要領
①申請者の住民票の写し又は登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
②申請者が法人である場合の役員の住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
③申請者が未成年者である場合のその法定代理人の住民票の写し又は登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・法定代理人が法人である場合はその登記事項証明書及びその役員の住民票の写しを添付すること。
④申請者が法人である場合において、株式を有する者等の住民票の写し又は登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写しを添付すること。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・株式を有する者等が法人である場合はその登記事項証明書を添付すること。
⑤欠格要件に該当しないことを誓約する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第11条第1項第1号イからリまでに該当しないことを誓約する書類（様式任意、参考様式をp49に記載） <p>【条例第11条】</p> <p>第11条 知事は、第七条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 第17条第3項又は第21条第2項の規定による必要な措置を講じていない者（口に掲げる者を除く。） ロ 第20条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者 ハ 第21条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかな

	<p>る名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)</p> <p>ニ 第21条第1項の規定により土砂等の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ 土砂等の埋立て等の施行に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として規則で定めるもの</p> <p>ヘ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第4号に規定する暴力団員等</p> <p>ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。)がイからへまでのいずれかに該当するもの</p> <p>チ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>リ 個人で規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの</p>
<p>⑥埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の全ての土地の登記簿謄本で、申請する日前3ヶ月以内に発行されたもの。 ・公図の写しは、埋立て等区域及びその周辺を含むもので、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域を明示し、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域並びに隣接地の地目等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
<p>⑦埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の埋立て等の施行前の現況が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・平面図には、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域がわかるように明示すること。
<p>⑧埋立て等区域の測量図及び求積図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実測により埋立て等区域の面積を計測したもの。 ・土砂等の埋立て等を行う土地の面積も算定できる求積図を作成すること。
<p>⑨埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の埋立て等の施行後の形状が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・平面図には、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域がわかるように明示すること。 ・断面図には、法面の勾配及び現況地盤面から計画盛土高さが最大となる部分の高さを標記すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の前に確保してあった耕作土で覆う行為をする場合は、断面図に切土する部分と盛土する部分を明示すること。 ・土砂等の堆積量が土砂等の埋立て等の完了時における堆積量を超えることがある場合には、その時点の平面図及び断面図を添付すること。
⑩埋立て等区域の流域図	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域外への排水を計画する場合は、1/2500程度の流域図を添付すること。
⑪土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・横断面図、縦断面図を元に作成した、搬入する土砂等の量を積算した計算書。変化率も加味すること。
⑫土砂等の埋立て等の構造についての安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第10条（別表第1）の構造上の基準に基づき、埋立て等の高さが10mを越える場合など、安定計算を行って安全性を確認する必要がある場合に添付すること。 ・この場合においては、使用する土砂等の区分を記載すること。
⑬擁壁の構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものであること。 ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。
⑭排水施設の計算書等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種排水施設の断面決定根拠となる計算書を添付すること。
⑮排水施設の平面図及び断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・各種排水施設の配置を示した、平面図及び断面図を1/250～1/500程度で作成すること。
⑯災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類	<ul style="list-style-type: none"> ・1/500程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。
⑰資力関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類」は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 工事の種別毎に要する経費の金額 ② 資金調達の方法及び資金調達の方法ごとの金額 を記載し、作成すること（任意様式）。
⑱土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（規則様式第1号（その1））によること。
⑲欠格要件に該当しないことについて官公署から情報を求めることへの同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の埋立て等の規制に関する条例に規定する許可等に係る照会事務取扱要領第3条で規定する様式第1号「同意書」によること。

(5) 許可申請書の必要書類チェック表

目次	事項	確認欄
A	土砂等の埋立て等許可申請書（規則様式第2号）	
B	県収入証紙（55,600円）	
C-1	住民票の写し（登記事項証明書） 【申請者が個人である場合】 ・申請者の住民票の写し 【申請者が法人である場合】 ・登記事項証明書 ・条例第11条第1号ハに規定する役員の住民票の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合は、これらの者の住民票の写し （その者が法人である場合にあつてはその登記事項証明書） 【申請者が条例第11条第1号トに規定する未成年である場合】 ・申請者の法定代理人の住民票の写し （法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 【申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合】 ・その者の住民票の写し	
C-2	申請者が条例第11条第1項第1号イからりまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	
C-3	埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し	
C-4	埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図	
C-5	埋立て等区域の測量図及び求積図	
C-6	埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図	
C-7	埋立て等区域の流域図	
C-8	土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書	
C-9	土砂等の埋立て等の構造について安定計算を行った場合にあつては、安定計算書	
C-10	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
C-11	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類	
C-12	排水施設の平面図及び断面図	
C-13	土砂等の埋立て等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類	
C-14	① 土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類	

	<p>② 法人にあつては、直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）</p> <p>③ 個人にあつては、前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し</p> <p>④ 資金を自己資金で調達する場合にあつては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類</p> <p>⑤ 資金を借入金で調達する場合にあつては、金融機関の融資を証明する書類</p>	
C-15	条例第8条第1項に規定する同意を得たことを証する書面（規則様式第1号（その1））	
C-16	土砂等の埋立て等の規制に関する条例に規定する許可等に係る照会事務取扱要領第3条に規定する同意書（要領様式第1号）	
C-17	その他知事が必要と認める書類及び図面	

4 土砂等の埋立て等許可申請書（一時堆積）の記載要領

(1) 目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成してください。その際、原則として、土砂等の埋立て等許可申請書の必要書類チェック表(P26)の順で作成してください。

(2) 土砂等の埋立て等許可申請書（一時堆積）（規則様式第3号）

宮城県収入証紙55,600円分を申請書の正本の所定の位置に貼付してください。

(3) 土砂等の埋立て等許可申請書（一時堆積）記載要領

記載事項	記載要領
①申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている事務所の所在地を記載すること。
②土砂等の埋立て等の目的	・「残土受入事業」や「改良土の製造」等を記載すること。
③埋立て等区域の位置	・埋立て等区域の位置（所在地）は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、地番は、土地登記簿謄本から記載すること。
④土砂等の埋立て等を行う土地の面積	・土砂等の埋立て等を行う土地の面積は、埋立て等区域の測量図及び求積図【添付書類⑧】から算定した面積を記載すること。 （㎡単位で小数点以下は切り捨てること）
⑤管理責任者の氏名	・現場を管理する者の氏名を記載すること。 ・なお、土砂等の埋立て等の申請者（個人）が現場を管理する場合は、土砂等の埋立て等の申請者の氏名を記載すること。
⑥土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画	・土砂等の搬入路、保安地帯、現場事務所等の施設を明示する図面を添付すること。
⑦土砂等の搬入に関する計画	・発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入期間、搬入時間、運搬事業者等を記載すること。
⑧土砂等の埋立て等の施行に関する計画	・記載に当たっては、次の項目を盛り込み、関係図面等もある場合には、必要に応じて、併せて添付すること。 ・土砂等の崩落、飛散又は流出等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容及び1/500程度の平面図等に必要な措置を講じた書類。 ・特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。 ・使用する機械や資材を記載した書類。 ・搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。 ・各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。 ・申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
⑨年間の土砂等の埋立	・㎡単位で小数点以下は切り捨てること。

て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量	
(第2面) ⑩手数料欄	・宮城県収入証紙55,600円分を正本の第2面の所定の位置に貼付すること。
(第3面) ⑫申請者が未成年者である場合	・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
(第4面) ⑬申請者が個人である場合	・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
(第5面) ⑭申請者が法人である場合	・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。

(4) 申請書の添付書類

添付書類	作成要領
①申請者の住民票の写し又は登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
②申請者が法人である場合の役員の住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
③申請者が未成年者である場合のその法定代理人の住民票の写し又は登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・法定代理人が法人である場合はその登記事項証明書及びその役員の住民票の写しを添付すること。
④申請者が法人である場合において、株式を有する者等の住民票の写し又は登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写しを添付すること。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・株式を有する者等が法人である場合はその登記事項証明書を添付すること。
⑤欠格要件に該当しないことを誓約する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第11条第1項第1号イからリまでに該当しないことを誓約する書類（様式任意、参考様式はp49に記載） <p>【条例第11条】</p> <p>第11条 知事は、第七条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 第17条第3項又は第21条第2項の規定による必要な措置を講じていない者（口に掲げる者を除く。） ロ 第20条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者 ハ 第21条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかな

	<p>る名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)</p> <p>ニ 第21条第1項の規定により土砂等の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ 土砂等の埋立て等の施行に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの</p> <p>ヘ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第4号に規定する暴力団員等</p> <p>ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。)がイからへまでのいずれかに該当するもの</p> <p>チ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>リ 個人で規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの</p>
⑥埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の全ての土地の登記簿謄本で、申請する日前3ヶ月以内に発行されたもの。 ・公図の写しは、埋立て等区域及びその周辺を含むもので、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域を明示し、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域並びに隣接地の地目等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
⑦埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の埋立て等の施行前の現況が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・平面図には、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域がわかるように明示すること。
⑧埋立て等区域の測量図及び求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・実測により埋立て等区域の面積を計測したもの。 ・土砂等の埋立て等を行う土地の面積も算定できるような求積図を作成すること。
⑨埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の埋立て等の施行後の形状が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・平面図には、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域がわかるように明示すること。
⑩埋立て等区域の流域図	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域外への排水を計画する場合は、1/2500程度の流域図を添付すること。
⑪排水施設の計算書等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種排水施設の断面決定根拠となる計算書を添付すること。

⑫排水施設の平面図及び断面図	・各種排水施設の配置を示した、平面図及び断面図を1/250～1/500程度で作成すること。
⑬災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類	・1/500程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。
⑭資力関係書類	・「土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類」は、 ① 工事の種別毎に要する経費の金額 ② 資金調達の方法及び資金調達の方法ごとの金額を記載し、作成すること（任意様式）。
⑮土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書	・土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（規則様式第1号（その1））によること。
⑯欠格要件に該当しないことについて官公署から情報を求めることへの同意書	・土砂等の埋立て等の規制に関する条例に規定する許可等に係る照会事務取扱要領第3条で規定する様式第1号「同意書」によること。
⑰土砂等の堆積が最大となった場合の埋立て等区域の平面図及び断面図	・土砂等の埋立て等の形状が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・土砂等の搬出が予定よりも進まない場合など、申請時点で予定していた堆積量を上回る事態が生じたときであっても安全性を確保するために、土砂等の埋立て等を行う土地において最も多く土砂等が堆積された場合の埋立て等区域の平面図及び断面図を作成すること。 ・添付資料⑨と同じ内容となる場合は別途作成する必要はない。

(5) 許可申請書（一時堆積）の必要書類チェック表

目次	事項	確認欄
A	土砂等の埋立て等許可申請書（規則様式第3号）	
B	県収入証紙（55,600円）	
C-1	<p>【申請者が個人である場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の住民票の写し <p>【申請者が法人である場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・条例第11条第1号ハに規定する役員の住民票の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合は、これらの者の住民票の写し （その者が法人である場合にあつてはその登記事項証明書） <p>【申請者が条例第11条第1号トに規定する未成年である場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の法定代理人の住民票の写し （法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） <p>【申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その者の住民票の写し 	
C-2	申請者が条例第11条第1項第1号イからリまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	
C-3	埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し	
C-4	埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図	
C-5	埋立て等区域の測量図及び求積図	
C-6	埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図	
C-7	埋立て等区域の流域図	
C-8	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類	
C-9	排水施設の平面図及び断面図	
C-10	土砂等の埋立て等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類	
C-11	<p>① 土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類</p> <p>② 法人にあつては、直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）</p> <p>③ 個人にあつては、前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し</p> <p>④ 資金を自己資金で調達する場合にあつては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類</p>	

	⑤ 資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類	
C-12	条例第8条第1項に規定する同意を得たことを証する書面（規則様式第1号（その1））	
C-13	土砂等の埋立て等の規制に関する条例に規定する許可等に係る照会事務取扱要領第3条に規定する同意書（要領様式第1号）	
C-14	土砂等の堆積が最大となった場合の埋立て等区域の平面図及び断面図	
C-15	その他知事が必要と認める書類	

5 土砂等の埋立て等変更許可申請書の記載要領

土砂等の埋立て等の期間延長や区域拡大等を伴う事業の変更については、許可期限が切れてからは認められません。従って、事業変更計画を含む事業変更許可が必要な場合は、許可の期限が切れる3～6か月程度前から余裕を持って手続きに入るようにしてください。

(1) 目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成してください。

(2) 土砂等の埋立て等変更許可申請書（規則様式第4号）

宮城県収入証紙31,500円分を申請書の正本の所定の位置に貼付してください。

(3) 土砂等の埋立て等変更許可申請書の各項目の記載要領

下記の記載事項のうち、変更許可申請において申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。

記載事項	記載要領
①申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている事務所の所在地を記載すること。
②許可年月日	・変更許可の対象となる許可年月日を記載すること。
③許可番号	・変更許可の対象となる許可番号を記載すること。
④埋立て等区域の位置	・変更前の埋立て等区域の位置を記載すること。 ・埋立て等区域の位置（所在地）は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、地番は、土地登記簿謄本から記載すること。
⑤変更の内容	・変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容を記載すること。
⑥変更の理由	・変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容を踏まえながら、その理由を記載すること。
（第2面） ⑦手数料欄	・宮城県収入証紙31,500円分を正本の第2面の所定の位置に貼付すること。
（第3面） ⑧申請者が未成年者である場合	・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
（第4面） ⑨申請者が個人である場合	・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
（第5面） ⑩申請者が法人である場合	・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。

(4) 土砂等の埋立て等変更許可申請書の添付書類

変更する内容に関連する書類を添付してください。各書類の作成要領については、「Ⅲ許可申請について 3土砂等の埋立て等の定期報告 (4) 申請書の添付書類」(P16)を参照してください。

なお、「土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書」は規則様式第1号（その2）を使用してください。

6 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書の記載要領

土砂等の埋立て等許可の譲受けについては、許可期限が切れてからは認められません。従って、事業の譲受けが生じる場合には、許可の期限が切れる3～6か月程度前から余裕を持って手続きに入るようにしてください。

(1) 目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成してください。その際、原則として、土砂等の埋立て等許可申請書の必要書類チェック表(P33)の順で作成してください。

(2) 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書(規則様式第11号)

宮城県収入証紙31,500円分を申請書の正本の所定の位置に貼付してください。

(3) 土砂等の埋立て等変更許可申請書の各項目の記載要領

記載事項	記載要領
①申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を譲り受けようとする者の住所及び氏名(譲り受けようとする者が法人である場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載すること。 ・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている事務所の所在地を記載すること。
②許可を受けた者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・法人である場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
③許可を受けた者の住所	<ul style="list-style-type: none"> ・法人である場合は、主たる事務所の所在地を記載すること。
④譲り受けようとする事業の許可年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の許可年月日を記載すること。
⑤譲り受けようとする事業の許可番号	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の許可番号を記載すること。
⑥埋立て等区域の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・譲り受けようとする許可証に記載の埋立て等区域の位置を記載すること。
⑦土砂等の埋立て等を行う土地の面積	<ul style="list-style-type: none"> ・譲り受けようとする許可証に記載の面積を記載すること。(㎡単位で小数点以下は切り捨てること) ・既に埋立て等が行われた土地の面積を含む。
⑧管理責任者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・現場を管理する者の氏名を記載すること。 ・なお、土砂等の埋立て等の申請者(個人)が現場を管理する場合は、土砂等の埋立て等の申請者の氏名を記載すること。
⑨譲受けの理由	<ul style="list-style-type: none"> ・譲受けの申請を行う理由について、記載すること。
(第2面) ⑩手数料欄	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県収入証紙31,500円分を正本の第2面の所定の位置に貼付すること。
(第3面) ⑫申請者が未成年者である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
(第4面)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。

⑬申請者が個人である 場合	
(第5面) ⑭申請者が法人である 場合	・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。

(4) 申請書の添付書類

添付書類	作成要領
①申請者の住民票の写し又は登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ※住民票には、申請者の氏名・住所・役所の証明印・証明年月日の記載があればよく、本籍地の記載等は必要ありません。
②申請者が法人である場合の役員の住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
③申請者が未成年者である場合のその法定代理人の住民票の写し又は登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・法定代理人が法人である場合はその登記事項証明書及びその役員の住民票の写しを添付すること。
④申請者が法人である場合において、株式を有する者等の住民票の写し又は登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写しを添付すること。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・株式を有する者等が法人である場合はその登記事項証明書を添付すること。
⑤欠格要件に該当しないことを誓約する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第11条第1項第1号イからリまでに該当しないことを誓約する書類（様式任意、参考様式をp49に記載） <p>【条例第11条】</p> <p>第11条 知事は、第七条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 第17条第3項又は第21条第2項の規定による必要な措置を講じていない者（口に掲げる者を除く。） ロ 第20条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者 ハ 第21条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかな

	<p>る名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)</p> <p>ニ 第21条第1項の規定により土砂等の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ 土砂等の埋立て等の施行に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの</p> <p>ヘ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第4号に規定する暴力団員等</p> <p>ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。)がイからへまでのいずれかに該当するもの</p> <p>チ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>リ 個人で規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの</p>
<p>⑭資力関係書類</p>	<p>・「土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類」は、</p> <p>① 工事の種別毎に要する経費の金額</p> <p>② 資金調達の方法及び資金調達の方法ごとの金額を記載し、作成すること(任意様式)。</p>
<p>⑮土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書</p>	<p>・土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書(規則様式第1号(その3))によること。</p>
<p>⑯欠格要件に該当しないことについて官公署から情報を求めることへの同意書</p>	<p>・土砂等の埋立て等の規制に関する条例に規定する許可等に係る照会事務取扱要領第3条で規定する様式第1号「同意書」によること。</p>

(5) 譲受け許可申請書の必要書類チェック表

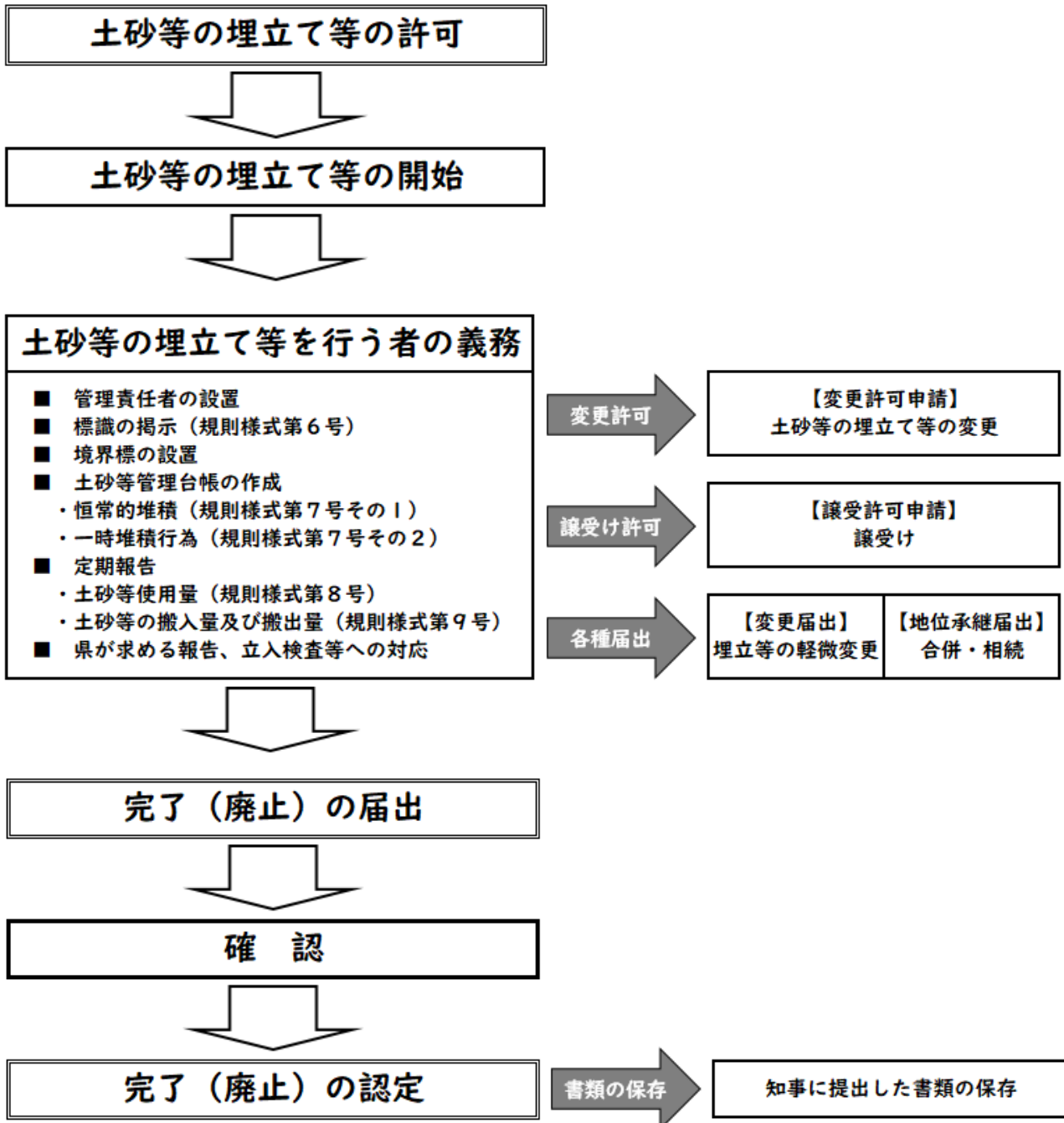
目次	事項	確認欄
A	土砂等の埋立て等譲受け許可申請書（規則様式第11号）	
B	県収入証紙（31,500円）	
C-1	住民票の写し（登記事項証明書） 【申請者が個人である場合】 ・申請者の住民票の写し 【申請者が法人である場合】 ・登記事項証明書 ・条例第11条第1号ハに規定する役員の住民票の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合は、これらの者の住民票の写し （その者が法人である場合にあつてはその登記事項証明書） 【申請者が条例第11条第1号トに規定する未成年である場合】 ・申請者の法定代理人の住民票の写し （法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 【申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合】 ・その者の住民票の写し	
C-2	申請者が条例第11条第1項第1号イからリまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	
C-3	土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書面及び次の①から③までに掲げる書面 ① 最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあつては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面 ② 法人にあつては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあつては前年分の確定申告書の写し ③ 資金を自己資金で調達する場合にあつては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあつては金融機関の融資を証明する書面	
C-4	条例第8条第3項に規定する同意を得たことを証する書面（規則様式第1号（その3））	
C-5	譲受けの事実を証する書類	
C-6	土砂等の埋立て等の規制に関する条例に規定する許可等に係る照会事務取扱要領第3条で規定する「様式第1 欠格要件に該当しないことについて官公署から情報を求めることへの同意書」	
C-7	その他知事が必要と認める書類及び図面	

IV 土砂等の埋立て等の許可後の手続きについて

I 許可を受けた者の施行から完了までの流れ

土砂等の埋立て等の許可取得後の主要な義務等については、下図のとおりとなります。

【許可取得後の土砂等の埋立て等の完了（廃止）までのフロー図】



2 土砂等の搬入前の留意点

土砂等の埋立て等の許可を受けた者が、土砂等の埋立て等の着手、土砂等の搬入の前に行うことは、次のとおりとなります。

- 土砂等の搬入を管理するための責任者（管理責任者）を設置してください。
- 許可の内容等を記載した標識（規則様式第6号）を設置してください。
- 埋立て等区域の境界を明示した杭等を設置してください。境界杭は屈曲点その他必要な地点に設置することとします。
- 土砂等の搬入路を確保してください。

3 土砂等管理台帳の作成及び記帳

土砂等の埋立て等の許可を受けた者は、1か月ごとに土砂等管理台帳（規則様式第7号）を作成しなければなりません。

（1）土砂等の埋立て等許可を受けた事業者

土砂等管理台帳（規則様式第7号（その1））を作成し、記帳

（2）一時堆積の許可を受けた事業者

土砂等管理台帳（一時堆積）（規則様式第7号（その2））を作成し、記帳

4 土砂等の埋立て等の定期報告

毎年2回、規則で定められた様式を用いて、土砂等管理台帳の写しを添付し、宮城県知事に報告しなければなりません。

<年2回の報告概要>

- 4月から9月までの間 → 10月末日
- 10月から翌年3月までの間 → 翌年4月末日

（1）土砂等の埋立て等許可を受けた者

土砂等使用量報告書（規則様式第8号）

（2）一時堆積の許可を受けた者

土砂等の搬入量及び搬出量報告書（規則様式第9号）

5 許可の内容の変更

許可の内容に変更が生じた場合は、下の表【変更手続（変更許可と軽微変更届）の概要】に従い、変更許可又は、変更届出の手続を行ってください。

（１）変更許可の申請が必要な場合

「Ⅲ許可申請 5土砂等の埋立て等変更許可申請書の記載要領」（P28）に従い、変更許可の申請を行ってください。なお、変更許可申請後、許可が出るまでに要する期間は**土日祝日を除き40日**程度です。

（２）軽微な変更の場合

土砂等の埋立て等変更届出書（規則様式第5号）に必要書類を添付し、変更のあった日から30日以内に、宮城県知事に届け出なければなりません。

【変更手続（変更許可と軽微変更届）の概要】

該当条文	変更許可	軽微な変更（変更届）
条例第10条		
第1項1号		申請者の氏名・住所 法人の名称、代表者の氏名及び事務所所在地
2号	埋立て等の目的	
3号	埋立て等区域の位置	
4号	埋立て等を行う土地の面積	
5号 (恒常のみ)	使用する土砂等の数量の増加	使用する土砂等の数量の減少
6号 (恒常のみ)	埋立て等の期間の延長	埋立て等の期間の短縮
7号		管理責任者の氏名
8号	施設設置・土砂等搬入・その他施行に関する計画の変更	排水施設等の機能の変更（向上）
9号 (規則7条3項)		法人の役員・未成年者の法定代理人・使用人・5%以上株主の氏名及び住所・出資額等
第2項2号 (一時堆積)	土砂等の搬入搬出予定量	
規則11条 第1項7号		土砂等の埋立て等の施行に支障がないものとして知事が認める事項

6 土砂等の埋立て等の許可の譲受け等

(1) 許可の譲受け

土砂等の埋立て等の許可を受けた方から当該許可に係る事業を譲り受けようとする方は、埋立て等区域ごとに、譲受けの許可を受ける必要があります。

「Ⅲ許可申請 6土砂等の埋立て等譲受け許可申請書の記載要領」(P29)に従い、譲受け許可の申請を行ってください。

(2) 地位の承継

土砂等の埋立て等の許可を受けた方の地位を承継した方は、当該承継のあった日から30日以内に、地位承継届出書(規則様式第12号)に必要な書類を添付し、宮城県知事に届け出なければなりません。

なお、地位を承継する者とは、次に該当する者をいいます。

- 相続があったときの相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)
- 合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときの合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業を承継した法人

7 土砂等の埋立て等の完了の届出等

土砂等の埋立て等の許可を受けた方は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、土砂等の埋立て等完了(廃止)届出書(規則様式第10号)に必要な書類を添付し、宮城県知事に届け出なければなりません。

V 条例に関する構造基準

別に定めました「土砂等の埋立て等の規制に関する条例に係る構造基準（令和2年4月1日以降適用）」において、各基準等をご確認ください。

(1) 「土砂等の埋立て等の規制に関する条例に係る構造基準」の目次

- 第1章 本基準の趣旨
- 第2章 関係指針等
- 第3章 別表第一に関する技術的基準
 - 1 軟弱地盤等における措置
 - 2 傾斜地盤における措置
 - 3 埋立て等の構造
 - 4 擁壁の構造
 - 5 小段及び法面の排水溝
 - 6 地表水の排除
 - 7 排水施設の断面
 - 8 締固め措置
 - 9 法面保護工
 - 10 飛散防止
- 第4章 別表第二に関する技術的基準
 - 1 軟弱地盤対策及び排水対策
 - 2 堆積を行う土地の勾配
 - 3 保安地帯の設置
 - 4 堆積土砂の高さ
 - 5 堆積土砂の法面勾配

参考文献

(2) 構造基準概要

	項目	埋立て・盛土	堆積（一時堆積）
1	軟弱地盤対策	○	○
2	段切り	○	
3	高さ及び法面の勾配	○	○
4	擁壁	○	
5	小段・排水溝	○	
6	排水施設の設置	○	○
7	排水施設の構造	○	○
8	締固め等	○	
9	法面の保護	○	
10	土砂等の飛散防止措置	○	
11	土地の勾配		○

VI 様式記載例

許可申請及び事業実施に必要な様式一覧

様式番号	名 称	関係条項
第1号その1	土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書	規則第5条
第1号その2	土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書 (変更許可)	規則第5条
第1号その3	土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書 (譲受け許可)	規則第5条
第2号	土砂等の埋立て等許可申請書	規則第7条
第3号	土砂等の埋立て等許可申請書(一時堆積)	規則第7条
第4号	土砂等の埋立て等変更許可申請書	規則第11条
第5号	土砂等の埋立て等変更届出書	規則第11条
第6号	標識	規則第12条
第7号その1	土砂等管理台帳	規則第13条
第7号その2	土砂等管理台帳(一時堆積)	規則第13条
第8号	土砂等使用量報告書	規則第14条
第9号	土砂等の搬入量及び搬出量報告書	規則第14条
第10号	土砂等の埋立て等完了(廃止)届出書	規則第15条
第11号	土砂等の埋立て等譲受け許可申請書	規則第16条
第12号	地位承継届出書	規則第17条
要領第1号	同意書	要領第3条
—	誓約書	(参考様式)

様式第1号その1 土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書

土砂等の埋立て等の許可を申請しようとする者（株式会社土砂組）の行う土砂等の埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の位置及び地番	地目（登記簿）	面積（登記簿）
〇〇市土砂町1丁目2番3	△△△△△	□、□□□m ²

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等の許可を申請しようとする者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 土砂等の埋立て等の目的
- 3 埋立て等区域の位置
- 4 土砂等の埋立て等を行う土地の面積
- 5 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量
- 6 土砂等の埋立て等を行う期間
- 7 管理責任者の氏名
- 8 土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の埋立て等の施行に関する計画

※ 土砂等の埋立て等が当該土砂等の埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（一時堆積）の場合は、上記1から4まで、7及び8のほか、以下の事項が必要です。

- 9 年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者 住所 宮城県〇〇市本町1丁目1番1号

氏名 土砂 太郎 ㊞

〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

注 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

様式第2号 土砂等の埋立て等許可申請書

(第1面)

土砂等の埋立て等許可申請書

(元号)年〇〇月〇〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

住所 宮城県〇〇市本町1丁目1番1号

氏名 株式会社土砂組

代表取締役 土砂 花子

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

土砂等の埋立て等の目的	事業用地造成のため (土地区画整理事業として)
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市土砂町1丁目2番3 ほか3筆
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	□、□□□ m ²
土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	△△、△△△ m ³
土砂等の埋立て等を行う期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日
管理責任者の氏名	埋立 太郎
土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画	別添のとおり
土砂等の搬入に関する計画	別紙のとおり
土砂等の埋立て等の施行に関する計画	別紙のとおり

注 1 土砂等の埋立て等の施行に関する計画には、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容を含めること。

2 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

様式第5号 土砂等の埋立て等変更届出書

土砂等の埋立て等変更届出書

(元号)年〇〇月〇〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

住所 宮城県〇〇市本町1丁目1番1号

氏名 株式会社土砂組

代表取締役 土砂 花子

法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第12条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	(元号)年〇〇月〇〇日	
許可番号	(元号)年〇〇月〇〇日付け宮城県(〇〇)指令第〇〇号	
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市土砂町1丁目2番3 ほか3筆	
変更の内容	変更前	土砂等の埋立て等を行う土地の面積 3、500㎡
	変更後	土砂等の埋立て等を行う土地の面積 4、500㎡
変更の理由	土砂等の搬入量が増加したため	

注 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

様式第6号 標識

90センチメートル以上			
土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可標識			
許可を受けた者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	株式会社土砂組 代表取締役 土砂 花子	
	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	宮城県〇〇市本町1丁目1番1号	
	連絡先	012-345-6789	
90 センチ メートル 以上	許可の内容	許可年月日	(元号)年〇〇月〇〇日
	許可番号	(元号)年〇〇月〇〇日付け宮城県(〇 〇)指令第〇〇号	
	許可をした者	宮城県知事 〇〇 〇〇	
	埋立て等区域の位置	〇〇市土砂町1丁目2番3 ほか3筆	
	土砂等の埋立て等を行う 土地の面積	□、□□□㎡	
	土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日	
	管理責任者の氏名	埋立 太郎	
	管理責任者の連絡先	090-1234-5678	
埋立て等区域を 管轄する機関	名称	宮城県環境生活部廃棄物対策課	
	住所	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1	
	連絡先	022-211-2467	

様式第7号その1 土砂等管理台帳

土砂等管理台帳

許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	株式会社土砂組 代表取締役 土砂 花子
許可年月日	(元号)年〇〇月〇〇日
許可番号	(元号)年〇〇月〇〇日付け宮城県(〇〇)指令第〇〇号
埋立て等区域の位置	〇〇市土砂町1丁目2番3 ほか3筆
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	□、□□□m ²
土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	△、△△△m ³
土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日

土砂等の発生場所		土砂等を発生させた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	土砂等を発生させた者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
A	〇〇市埋立町1丁目2番3	株式会社埋立組 代表取締役 埋立 二郎	宮城県△△町1丁目1番1号
B			
C			
D			

前月までの累計の搬入量		●●m ³			
当月分		土砂等の発生場所の内訳			
日付	一日当たりの土砂等の搬入量	発生場所 A	発生場所 B	発生場所 C	発生場所 D
〇/〇	〇〇m ³	□□m ³	△△m ³	■●m ³	▲▲m ³
当月計	★★m ³				
累計	☆☆m ³				

様式第8号 土砂等使用量報告書

土砂等使用量報告書

(元号)年〇〇月〇〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

住所 宮城県〇〇市本町1丁目1番1号
氏名 株式会社土砂組

代表取締役 土砂 花子

法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日	(元号)年〇〇月〇〇日
許可番号	(元号)年〇〇月〇〇日付け宮城県(〇〇)指令第〇〇号
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市土砂町1丁目2番3 ほか3筆
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	□、□□□ m ²
土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	△、△△△ m ³
土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
報告に係る期間	△△年△△月△△日 ~ △△年△△月△△日
報告に係る期間の前日までに使用された土砂等の量の累計	●● m ³
報告に係る期間中に使用された土砂等の量	〇〇 m ³
報告に係る期間を経過した時点までに使用された土砂等の量の累計	☆☆ m ³

注 土砂等管理台帳の写しを添付すること。

様式第10号 土砂等の埋立て等完了（廃止）届出書

土砂等の埋立て等完了（廃止）届出書

(元号)年〇〇月〇〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

住所 宮城県〇〇市本町1丁目1番1号

氏名 株式会社土砂組

代表取締役 土砂 花子

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

完了・廃止の別	完了・廃止
許可年月日	(元号)年〇〇月〇〇日
許可番号	(元号)年〇〇月〇〇日付け宮城県(〇〇)指令第〇〇号
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市土砂町1丁目2番3 ほか3筆
土砂等の埋立て等を行った土地の面積	□、□□□ m ²
土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日
土砂等の埋立て等を完了(廃止)した年月日	△△年△△月△△日
土砂等の埋立て等を行った土地及び土砂等の堆積の形状	別紙のとおり
土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容	別紙のとおり

注 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

様式第12号 地位承継届出書

(第1面)
地位承継届出書

(元号)年〇〇月〇〇日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

住所 宮城県盛土市〇〇町1丁目1番1号

氏名 株式会社盛土組

代表取締役 盛土 太郎

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	株式会社土砂組 代表取締役 土砂 花子
許可を受けた者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	宮城県〇〇市本町1丁目1番1号
承継した事業の許可年月日	(元号)年〇〇月〇〇日
承継した事業の許可番号	(元号)年〇〇月〇〇日付け宮城県(〇〇)指令第〇〇号
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市土砂町1丁目2番3 ほか3筆
土砂等の埋立て等を行う土地の面積(既に土砂等の埋立て等が行われた土地の面積を含む。)	□、□□□ m ²
管理責任者の氏名	堆積 太郎
承継の理由	合併のため

注 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

要領様式第1号（第3条関係） 同意書

様式第1号（第3条関係）

同 意 書

私

当社

は、貴職が土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年宮城県条例第74号）に係る許可基準に関する調査を行うに当たり、土砂等の埋立て等の規制に関する条例に規定する許可等に係る照会事務取扱要領の規定に基づき、申請者等（申請者等が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを確認するため、貴職が官公署に対して別紙「名簿」により当方の個人又は法人の情報を提供し、調査を行うことについて同意します。

記

- 1 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- 2 土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第8条第1号、第3号及び第4号に規定する者

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

(元号) 年○○月○○日

住所 宮城県○○市本町1丁目1番1号

氏名 株式会社土砂組

代表取締役 土砂 花子 印

法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(参考様式) 誓約書

誓 約 書

私

当社

は、土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 11 条第 1 号イからりに該当しないことを誓約します。

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

(元号) 年○○月○○日

住所 宮城県○○市本町1丁目1番1号

氏名 株式会社土砂組

代表取締役 土砂 花子 印

法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地